

第642号

平成28年2月18日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は440,000円と決定しました

ので、ここに公告します。

適用期間 自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

以 上